債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０８９号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階415A
清算株式会社　株式会社ミノバト
１　決定年月日　令和８年３月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１号
愛知県江南市河野町一色120番地
清算株式会社　株式会社維研プロダクツ
代表清算人　町田　正浩
１　決定年月日　令和８年３月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（ヒ）第３０３６号
大阪府吹田市青山台４丁目９番８号
清算株式会社　株式会社ハローウィンズ
１　決定年月日　令和８年３月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１００７号
神戸市中央区磯辺通３丁目２番11号三宮ファーストビル702号
清算株式会社　日本水機調査株式会社
１　決定年月日　令和８年３月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０９７号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号
清算株式会社　株式会社べる
代表清算人　鈴木　耕二
１　決定年月日　令和８年３月17日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙記載の債権者に別紙「弁済額」の欄記載の弁済をする。弁済は、各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権の元金部分に付随する利息、遅延損害金、違約金を含む。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務の全額を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（この場合の弁済方法及び振込費用の負担については、上記１と同様とする。）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（ヒ）第３００２号
大阪市中央区内平野町１丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　ビッグ株式会社
代表清算人　武　笑美也
１　決定年月日　令和８年３月17日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定認可決定確定日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　本件協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対する残余の債権につきその債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、本件協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続における書面による決議に付する決定

令和７年（ミ）第２号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル16階
更生会社　株式会社タガヤス
１　議決権の行使方法　書面投票
２　書面投票期間　令和８年３月17日から令和８年４月21日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　令和８年４月10日
令和８年３月17日
大阪地方裁判所第６民事部